

開催レポート

# 『留学生就労支援セミナー』 & 第6回『産学国際交流懇親会』

開催日：2018年10月9日（火）

主催：関西留学生国際交流支援連絡会

代表幹事 千田 忠司

2018年10月29日

文責：連絡会事務局 村井広宣

Report No.006

---

『留学生就労支援セミナー』 & 第6回『産学国際交流懇親会』を開催

---

10月9日(火)、『留学生就労支援セミナー』 & 第6回『産学国際交流懇親会』を河原センタービル(大阪市中央区)にて開催した。日本での就職を希望する留学生19名と、留学生の採用に関わる企業担当者58名、留学生の指導に関わる学校関係者18名が参加した。

来春卒業予定で就職が決まった留学生と留学生を採用する企業の方々は、今年末頃から在留資格変更許可申請を行う。その手続き開始に先駆け、双方および留学生を送り出す機関である学校関係者のみなさまに在留資格について正しく認識していただきたく、また、申請手続きの手順や申請書類の内容を知っていただきたく、このセミナーを開催した。

特に、留学生は、日本人学生と異なり、在留資格変更を適切に行わなければ不法滞在・不法就労となります。そういった悲しい事件を未然に防ぐためにも、本セミナーを開催し、留学生自身も在留資格の変更は自分の責任(問題)であると認識いただき、自主的に在留資格変更を意識してほしいと考えての開催だった。

また、本会事務局では、これまでに複数の在留資格変更申請に携わり、様々な事例から知識(ノウハウ)を得てきた。これまでの経験で得たノウハウをぜひとも会員企業様、本会にご賛同いただいている企業様、そして留学生および学校関係の方々にも共有したいと考え、入国管理局セミナー開催に合わせて共有の場を設けた。

---

在留資格について、正しい認識を

---

【開催のご挨拶】



代表幹事 千田 忠司

セミナー冒頭、本会代表幹事 千田忠司より、ご来場のみなさまへ開催のご挨拶を行った。「外国人の方々にパートナーとなっていただき、一緒に世界に羽ばたきたいと考えております」と、本会の活動目的である“国際交流による優秀な外国人の社会参加”に触れた。また、多くの留学生が東京で就職している現状を踏まえ、「関西はこれから成長していく企業が数多くあり、留学生の皆さんがご自身の力を発揮できるような環境です」と、関西での就職も検討してほしいと述べた。

本会は、今後、留学生のインターンシップ受け入れに力を入れていく方針だ。「日本文化を知っていただく機会として、短時間でも良いのでインターンシップやアルバイトに参加いただければ嬉しい」と、今後の取り組み実施に先駆け、留学生に向けて呼びかけた。

最後に、留学生のみなさまに向けて文化の違いとして、「どの企業に就職しても、時間に正確であることが一番のポイントである。」と『時間に正確であれ』という日本人の基本マナーについて講話した。

【来賓のご挨拶】

続いて、本会法政顧問である、自民党衆議院議員の大西宏幸氏にご挨拶いただいた。大西議員は、法務省に働きかけ、今回の『入国管理局セミナー』講師を手配くださった。

「留学生のみなさまは、日本と大阪の魅力を海外に輸出してくださるゲートだと考えている。日本で就職を目指して将来、自分の国に戻った際には、日本の応援者になっていただきたい。」と述べた。



自民党衆議院議員 大西 宏幸氏

【第一部：入国管理局セミナー】

多くの留学生が変更申請を行う在留資格『技術・人文知識・国際業務』について、大阪入国管理局 就労・永住審査部門 主席審査官 遠藤 太郎様にご講演いただいた。

セミナーでは、『技術・人文知識・国際業務』に変更するために必要な要件を一つひとつ解説いただいた。

特に、自然科学または人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動であること、従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関する科目を専攻して卒業していること、日本人と同額以上の報酬を受けることがポイントである。



大阪入国管理局 就労・永住審査部門  
主席審査官 遠藤 太郎氏



配布資料を読みながら話を聞く留学生

留学生の中には、卒業後も引き続き就職活動を行う方もいる。その際の在留資格「特定活動」についてもご説明いただいた。

また、その在留資格の活動内容と基準、そして変更申請に必要な書類についてもお話いただいた。

そして最後に、これまでの許可された事例および不許可になった事例が紹介された。

セミナー後は、質疑応答の時間が設けられた。参加企業より、「特定活動について、また来春特定技能は、外国人の専門性と企業での業務内容の一致性が緩和されるのか」という質問があった。しかし、残念ながらまだ決定していない内容のため、入国管理局では答えられないとの回答であった。

## 在留資格変更許可申請に必要な書類作成のポイントを共有

## 【第二部：在留資格対策セミナー】

続いて、第二部では株式会社プログレスト 代表取締役であり、本会事務局長を務める 村井広宣より、在留資格変更許可申請に必要な書類作成のポイントをお話した。事務局は、これまでに8件の在留資格変更や在留期間延長申請に携わってきた。その中で得た知識や情報を、みなさまに共有したいと思い、このセミナーを開催した。

セミナー冒頭、『大阪の持つ「光」と「影」—大きな2つの課題対策—』と題し、人口減少やそれに伴う労働人口の減少、企業数の減少といった日本社会が持つ課題、昨今のインバウンド増加に伴う経済効果、そして外国人の雇用の必要性について説明した。

留学生は、企業の海外進出やインバウンド対策など、語学力を始め、専門性も兼ね備えた有力な人材となる。来春には新在留資格が新設や、外国人留学生の就職拡大に向けた就労条件の緩和が検討されているとの情報もあり、今後益々多くの外国人の雇用が増えていくと予測されている。外国人留学生を雇用する際には、必ず在留資格の変更申請が必要となる。留学生にとっても、企業にとっても、しっかりと在留資格変更許可申請の書類作成しなければならない。

続いて、実際に在留資格変更許可申請時に提出した申請書類を提示しながら、各書類作成時のポイントを解説した。

書類は、採用される留学生が作成するものと、雇用する企業が作成するものがある。それら書類の中で、留学生が作成する「在留資格変更理由書」と企業が作成する「採用理由書」をどのように書くかがポイントとなる。その2つの書類に共通しているのは、留学生が学んできた専門科目と業務内容の関連性を上手く説明することである。

また、事務局では、申請が不許可になったが再申請で許可が下りた事例にも携わった。その際の再申請で追加提出した書類も公開し、例え不許可になっても求められた書類をきちんと作成すれば許可される可能性は高いと述べた。



株式会社プログレスト  
関西留学生国際交流支援連絡会 事務局長  
村井 広宣



留学生を採用する企業も書類作成には苦労しているようだ

企業と留学生の交流の場を提供～新たな国際都市 大阪を目指して～

【第三部：第6回産学国際交流懇親会】

セミナー後、企業と留学生の交流を促進し、さらなるマッチング（雇用）を促すため、『第6回産学国際交流懇親会』を開催した。

今回も、本会会員企業様にケータリングをご提供いただいた。今回のケータリングは、大起水産株式会社よりお寿司、株式会社くれおーるよりたこ焼き、そして株式会社魚萬珍味堂よりスイーツが振る舞われた。懇親会冒頭に、各ケータリング協力会社様より一言会社 PR をいただいた。

懇親会での交流を図るため、参加者へは参加者リストが配布され、それぞれが目当ての留学生と企業を探し交流していた。

2019年卒業の留学生が多く参加しており、留学生も積極的に企業の方々に話しかけていた。

懇親会では、『先輩留学生による就活体験談コーナー』と『留学生による自己PRコーナー』が設けられた。



『先輩留学生による就活体験談コーナー』では、懇親会に参加されていた元留学生で現在は就職されている2名の先輩留学生に就職活動で大変だったことや、現在就職活動中の留学生へのアドバイス、日本で就職して感じたことをお話しいただいた。

次に、『留学生による自己PRコーナー』が開始した。このコーナーでは、懇親会に参加されている企業に向け、留学生が「ぜひ自分を採用してほしい」と、ご自身の専門や将来の夢をPRした。就職活動となると、どうしても受け身の姿勢になってしまう留学生だが、このように自己表現できる場を提供することで企業の方々が留学生のことが知ることができ、マッチングが生まれると期待している。



懇親会は、学校法人エール学園 理事長の長谷川恵一様のご挨拶で締めくくられた。

## プログラム催事録

名 称： 『留学生就労支援セミナー』 および第6回『産学国際交流懇親会』

開催日時： 2018年10月9日（火）15：00～18：00

開催場所： 河原センタービル 4階

〒542-00075 大阪市中央区難波千日前 5-19

主 催： 関西留学生国際交流支援連絡会（K-FIS）

参 加 者： 97名 以下内訳

カテゴリー	人数
企業	58名
留学生	19名
学校関係者	18名
合計	97名



## 事務局あとかぎ

入国管理局によるセミナーは、大阪入国管理局にご協力いただき、年2回の定例開催をしております。本会会員企業様のみならず、留学生を採用、採用検討されている企業のみなさまにぜひ在留資格について学び、適切に申請が行えるような環境整備を行っております。

今後も、このように留学生の採用に係る情報提供の場を企画して参ります。

## 【入会のご案内】

本会は、会員企業様にご支援いただき運営をしております。  
本会活動にご賛同いただける企業様の入会を募集しております。

入会に関しては、以下ページをご覧ください。事務局へお問合せください。

<http://www.k-fis.jp/membership/>

## 【お問合せ】

関西留学生国際交流支援連絡会 事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-8-5 西天満大治ビル 2階（株式会社プログレスト内）

TEL 06-6131-0215 FAX 06-6131-0216

E-mail [info@k-fis.jp](mailto:info@k-fis.jp)

ホームページ <https://www.k-fis.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/kansai fis/>